

熊本県小中学校生活協同組合 創立総会議案書

日 時 : 平成29年4月29日(土) 午前10時より
場 所 : 熊本市中央区九品寺1-11-4 熊本県教育会館

1. 開 会
2. 総会成立宣言
3. 総会議長選出
4. 議事録署名人委嘱
5. 書記任命
6. 発起人会代表 挨拶
* 来賓紹介
7. 議 事
 - 第一号議案 生協設立に至るまでの経過報告に関する件
 - 第二号議案 定款の承認に関する件
 - 第三号議案 諸規約等の承認に関する件
 - 第四号議案 事業計画の決定に関する件
 - 第五号議案 取引金融機関の決定に関する件
 - 第六号議案 借入金最高限度額の決定に関する件
 - 第七号議案 設立当初の役員の任期に関する件
 - 第八号議案 役員の報酬に関する件
 - 第九号議案 役員の選任に関する件
 - 第十号議案 設立認可申請に関わる書類の作成に関する件
 - 第十一号議案 議案決議の効力発生に関する件
8. 審議終了宣言
9. 総会議長解任
10. 閉 会

第一号議案 生協設立に至るまでの経過報告に関する件

熊本県の教職員の福利厚生を進めることを目的に、職域生協の設立を目指す有志6名により「新職域生協設立実行委員会」を立ち上げました。

実行委員会は委員長に今村良博氏を選出し、「設立趣意書」を作成して設立を目指す発起人会を11月23日に組織しました。発起人には21名が結集し、代表に松崎哲郎氏を選出しました。4回の発起人会を開催する中で、生協の定款案や諸規定案、事業計画案などを作成し、設立賛同者を募ったところ、別紙賛同者名簿の通り、この生協の設立に賛同する賛同者が372名に達しました。

発起人会は、この生協の創立総会の開催を決定し、本日の総会開催に至りました。今後、直ちに、県知事に対して生協設立認可の申請を行います。申請の結果は2か月以内にいただきますので、7月に組合員に出資を募り、8月1日法務局にこの組合の設立登記後、営業を開始する予定です。

＜実行委員会＞

委員長	今村良博				
委員	上杉謙一郎	島田末吉	竹田妙子	西嶋正	松崎哲郎

＜発起人会＞

代表	松崎哲郎				
発起人	井上正澄	今村良博	岩田智子	上杉謙一郎	上野直己
	尾方泰之	倉岡智博	島田末吉	高橋章夫	竹田妙子
	西嶋正	東市子	平江佳幸	深浦功	堀内敬明
	堀川秀司	本郷敏夫	松村勉	松本克己	村枝哲弥

＜設立趣意書＞

熊本県小中学校生活協同組合 設立趣意書

熊本県には、現在、義務制（小中学校）の教職員の職域生協（学校生協）がありません。全国に、教職員の職域生協がない都道府県はほとんどありません。熊本県にも以前、1948年設立の「熊本県学校生活協同組合」がありました。しかし2000年には、教職員の数倍もの地域組合員が加入する状況になったため、定款を変更し、地域生協に変わらざるを得ませんでした。なお、県立関係の教職員には、「高等学校生活協同組合」があります。

熊本県には、教職員の互助団体がありません。熊本県や熊本市などの行政職員の互助団体はありますが、教職員の互助団体がないのは、全国で熊本県だけです。熊本県の義務制教職員の福利厚生に関する環境は、決していいとは言えない状況です。

今年2016年4月の熊本地震は、震度7の地震が2回も発生する想定外の大災害でした。熊本県を中心に、九州各県に甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されている皆様には心よりお見舞い申し上げます。県下の教職員の建設資金の出資により運営している熊本県教育会館も、「大規模半壊」という大きな被害を受けましたが、被災直後から多くの関係者よりお見舞いや救援の物資をいただきました。地震直後のあの惨状は忘れることができませんが、教育会館の再建に向けて知恵を出し合い、歩み出したところです。熊本の復興へ向けた人々の活動を見るにつけ、人の助け合いや支えあいには誇りにできるものだと感じています。互助・共助の大切さを改めて認識しました。

私たちは、協同互助の精神に基づき活動する「熊本県小中学校生活協同組合」の設立を決議しました。教職員一人ひとりの生活への願いを実現させるため、教職員の声を反映させることができる組織機構を整備します。教職員が働く学校現場に根差した運営を大切にし、熊本県の教育振興にも貢献して、信頼される生協創りを目指します。そのため、教職員の「①出資、②利用、③参画」を基本に、次の4点を生協の使命として活動します。

- 1 教職員への貢献 : 教職員が参画できる生協、くらしの願いが実現できる生協を目指します。
- 2 安全・安心の提供 : 安全・安心を基本とし、教職員が求める商品やサービスの提供を行います。そのため、生協間協同を進めます。
- 3 教育への貢献 : 教育関係団体や教育行政との連携を大切にし、教育活動への支援を進めます。
- 4 地域・社会への寄与 : 他生協との連携を通し、地域・社会づくりや地域経済への寄与を大切にします。

私たち発起人会は、熊本県下の多くの教職員、教育関係者の皆様が、この趣旨に賛同され、熊本県小中学校生活協同組合の設立にご参加いただくことを望みます。

2016年11月23日

熊本県小中学校生活協同組合 設立発起人会

第二号議案 定款の承認に関する件

〈別紙〉

定款は、生協の憲法ともいわれるもので、消費生活協同組合法の規定を逸脱しないものでなければなりませんし、生協運営の根本原則を規定するものです。私たちが設立する生協の定款について、別紙の通りとすることを提案します。

第三号議案 諸規約等の承認に関する件

〈別紙〉

生協を運営するためには、定款以外に様々な規定が必要になります。生協設立について、県知事から正式に認可いただくまでにも必要な規定の制定について、別紙の通り提案します。

- (1) 総会及び総代会運営規約
- (2) 総代選挙規約
- (3) 役員選任規約
- (4) 総代の選挙区及び定数に関する規則
- (5) 役員の定数及び役員推薦委員会に関する規則
- (6) 理事会運営規則

第四号議案 事業計画の決定に関する件

〈別紙〉

事業計画について、別紙の通り提案します。

第五号議案 取引金融機関の決定に関する件

この組合の取引金融機関は、熊本県教職員厚生情報センターが取引している「肥後銀行」「熊本銀行」「九州労働金庫」「ゆうちょ銀行」の4金融機関とします。

第六号議案 借入金最高限度額の決定に関する件

第四号議案で決定した事業計画では、資金の借入は予定していません。しかし、厚生情報センターの運営に関わって、大災害の発生等があり緊急の対応が必要になった場合は、多額の資金が必要になることが想定されます。

従って、万一の場合を想定して、借入金の最高限度額を組合員出資金の二分の一以下の1千万円とします。

第七号議案 設立当初の役員任期に関する件

この組合の設立登記は平成29年8月1日としており、第1回総代会の開催も8月となります。従って、この組合の設立当初の役員任期は、定款第21条（役員任期）の規定によらず、第1回の総代会までとし、その期間は1年を超えないこととします。

第八号議案 役員報酬に関する件

この組合の設立当初の役員報酬は、当分の間支払わないこととします。但し、旅費等の必要経費は支払います。

第九号議案 役員選任に関する件

この組合の設立当初の役員任務は、設立認可申請と事業の開始、第1回総代会の開催となります。この任務を担う役員として、理事8名、監事3名を選任することとします。

役職	氏名	住所	年齢	職業
理事	今村 良博	宇土市古城町 506-3	55	熊本県教育会館専務理事
理事	岩田 智子	熊本市東区若葉 5-8-14	54	熊本県議会議員
理事	島田 末吉	八代市東陽町南 605-4	61	熊本県教職員組合委員長
理事	高橋 章夫	熊本市中央区帯山 5-7-13	64	元熊本県学校教諭
理事	竹田 妙子	熊本市中央区黒髪 1-5-30	58	西合志南小学校教諭
理事	西嶋 正	合志市須屋 1329	63	熊本県教職員組合職員
理事	東 市子	熊本市中央区帯山 4-46-58	66	元熊本県学校教諭
理事	松崎 哲郎	葦北郡芦北町湯浦 1380-3	53	元熊本県学校教諭
監事	上杉 謙一郎	熊本市中央区神水 1-7-2-305	50	南ヶ丘小学校教諭
監事	堀内 敬明	宇城市松橋町松橋 1611-32	60	元熊本県学校教諭
監事	吉永 賢一郎	熊本市西区京町本庁 4-43	40	ユース会計社公認会計士

第十号議案 設立認可申請に関わる書類の作成に関する件

この組合の設立認可申請に関わる書類の作成に関しては、発起人会に一任することとします。

第十一号議案 議案決議の効力発生に関する件

各議案の議決の本旨に反しない範囲の字句の修正は、理事会に一任することとします。